

■査読付論文

多様な地方自治組織による地域空間管理の実態
—サンフランシスコ・ベイエリアのケーススタディ—

前田 萌*

【要旨】本稿では、2014年11-12月にサンフランシスコ・ベイエリアで行ったヒアリング調査を基に、アメリカ地方自治の特徴とされる「多様性(diversity)」の根底にある「住民による地方自治組織の選択」が、地域空間の管理に及ぼす影響を検討した。まず、アメリカの地方自治組織の概要について整理し、日本における地方自治の問題と関連させて論ずる意義について述べた。市、非法人化区域内の治安保全地区、地方機関編成委員会(LAFCo)、市域内コミュニティを対象として行ったヒアリングの結果、①住民による地方自治組織の選択は、地域の歴史的展開、受益と負担のバランス、地域的価値の評価に基づきなされること、②当該組織の事務内容は、各々の法的権限及び制約の下、特定の地域的価値を高めるサービスと税負担の程度を衡量して決定され、住民は自らの生活に適したバランスをとる地域に移動すること、③地域的価値の評価は、ホーム・ルール制度の下での市憲章や条例に反映されるが、その規定の実効性は市の同質性の程度によって違いがあること、を確認した。地方自治組織についての住民の選択は、地域空間の管理の「多様性」を具体化している。しかし、一定地域を「線引き」し、多様な地方自治組織の創設を認めることは、法的には地域の独立性を高めるが、地域空間管理においては「線引き」された領域を超えた現実の繋がりを意識せざるを得ない。そのため、法的な分離と現実的な連携のバランスが模索される。

キーワード: 地方自治, 地域空間, 住民

I. 問題の所在

I.1 アメリカ地方自治の「多様性」

アメリカの地方自治の特徴はしばしば「多様性」という言葉で表される。まず、地方自治制度及び地方政府法(local government law)が州ごとに異なり、各州の内部の地方政府(local government)の設置状況が統一的でない。州の行政区画であるカウンティ(county)は州内全域に設置されているが、一般サービスを提供する地方自治法人(municipal corporation; city, town, village)、個別サービスを供給する特別地区(special district)は住民の必要に応じて創設される。地方自治法人が置かれていない地域は、非法人化区域(unincorporated area)と呼ばれている。更に、地方政府以外にも、非法人化区域または市域内にある一コミュニティのように、一定の地域を基盤として何らかの公共サービスを供給する自治の単位として様々な「地方自治組織¹⁾」が存在している。

地方政府の創設手続は、各州の憲法及び州法に定められる。しかし、当該地域空間の管理のための地方自治組織の形態は、州憲法及び州法による授権の範囲や組織としての自由度、税とサービスとのバランス等に照らして住民自身が選択することができる。こうした「多様性(diversity)」こそアメリカ地方自治の最大の特徴とされる(塩野, 1990[1982] :227)。他方、アメリカ地方自治の「陰の部分」に着目する佐藤(2009)は、住民の経済格差を背景とした地域における「苛烈な排除と差別」

* 立命館大学政策科学研究所・博士後期課程

を観察している²⁾。

I . 2 地方自治組織についての住民の選択

このように、アメリカ地方自治の「多様性」は地方自治組織についての住民の選択によりもたらされるものであるが、この点に着目した地方政府法分析はあまり見られない³⁾。従来、日本の行政法学でアメリカ地方政府法を扱う場合の最大の論点は、日本の市町村に比較的近い地方自治法人の条例の有効性にあった。とりわけ着目されたのが、地方的問題については地方自治法人の憲章や条例が州法に優越することを認めるとする「ホーム・ルール制度」である⁴⁾。その理由は、日本においては、地方独自の規制を阻んできた法令先占論を緩和するという問題意識の下、自主立法権を巡る法解釈上の工夫を検討することを重視してきたためと思われる。

しかし、アメリカの議論の参照範囲を確認する上でも、アメリカ地方自治の特徴とされる「多様性」、またそれを生み出す地方自治組織についての住民の選択の在り様は、それ自体検討する必要がある。アメリカ地方政府法の研究者である Frug と Barron は、アメリカの主要な 7 つの市とそれらが所属する 7 州について、市の存在を枠づける地方政府法の比較分析を行っている。彼らは、「地方自治(local autonomy)」を「地方政府法による市(city)への授権と制約」と捉える。そして、市の権限に影響を与える要因として、内部の政治的動態や経済的な地域間競争等の非法的制約を決定論的に強調するのではなく、①市自身が価値判断に基づく政策選択を行っている事実を確認した上で、②その政策選択は、市の「構造」—財政、土地利用規制、住民へのサービス供給の権限、領域等—を画定する法的権限及び制約の下でなされることを指摘する(Frug & Barron, 2008)。本稿が着目する地方自治組織についての住民の選択も、当該地域が抱える課題の克服や地域の更なる発展の観点からなされるが、そうした選択による「多様性」の具体的中身は、州の地方政府法制、また、地方自治法人においては憲章の制定を通じて決められていく。その意味で、Frug らの分析の視点は参考になる。

こうした論点は、今後の日本の地方自治法制を検討する上でも参考となろう⁵⁾。例えば、塩野は、総務省、旧自治省が提唱してきた一定の規模と能力を有することを前提とする「総合行政主体論⁶⁾」に対し、最小単位の自治体にまで包括的統治団体であることを求めることが自律性の原則にそぐわず、地方自治は「みずからの『政府』はみずから設計するという根本的発想にこそ普遍性がある」とするが、この指摘はアメリカの状況を念頭に置く(塩野, 2011[2004]; 358- 359)。

本稿は、住民の事情に応じて地方自治組織についての多様な選択肢を置くアメリカの地方自治の実状の一端を整理し、地方自治組織についての住民の選択が、地域空間を巡る現実の課題への対応においてどのような影響を与えていているかを検討する。以下では、2014 年にカリフォルニア州で行った現地調査について整理する(II)。そして、その内容に本稿が設定する論点から若干の分析を加える(III)。最後に本稿のまとめを行う(IV)。なお、カリフォルニア州において「地方自治法人」とは専ら「市(city)」を指すため、以下でカリフォルニア州について記述する場合は「市」と表記する。

II . 現地調査

II . 1 現地調査の概要

多様な地方自治組織による地域空間管理の実態を明らかにするため、2014 年 11 月から 12 月

にかけてカリフォルニア州サンフランシスコ・ベイエリアでヒアリング調査を行った。調査の対象は以下の通りである。(1)憲章市(後述)であり良質な居住コミュニティであるピードモント市、(2)ピードモント市と同じく憲章市であるバークレー市の都市計画局、(3)ピードモント市と同じく居住コミュニティとしての性格を有するケンジントン治安保全及びコミュニティサービス地区(Police Protection and Community Services District, 以下、治安保全地区)である。補助的に、(4)ウォルナット・クリーク市内のゲーテッド・コミュニティであるロスマア地区について述べ、最後に、(5)地方自治組織間の調整を行うカウンティ機関であるコントラ・コスタ・カウンティ地方機関編成委員会(Local Agency Formation Commission, 以下 LAFCo)の業務と地域の境界問題について述べる。

調査項目は、①地方自治組織の歴史的経緯、②ホーム・ルール制度の意味、③地方自治組織の主要な事務の内容、④地域間関係、の4点である。

①について、当該地域の法人化、又は非法人化区域の維持を住民が選択した理由を歴史的経緯から確認する。

②について、カリフォルニア州のホーム・ルール制度は、市の併合や合併を有権者の投票以外で決定することを禁じ(州憲法 11 章 2 条)、市の組織、権限、事務を定める自治憲章について投票による採択を認めることで(州憲法 11 章 3, 5 条)、地方自治組織の存立に関する住民の選択に法的保障を与えており、自治憲章を有する憲章市(chartered city)であるピードモント市とバークレー市を事例に、制度の活用実態と市政への効果を明らかにする。

③について、地方自治組織は何らかの公共サービスを住民に供給することを目的として創設される。各組織(市、特別地区、ゲーテッド・コミュニティの住宅管理組合)が具体的にどのようなサービスをどのような手法で行うかは、各組織が有する法的権限及び制約により異なる。ここでは、代表的な地方自治組織の事務内容である、治安保全、アメニティの管理(土地利用)、教育について取り上げ、住民が各組織に求める役割をその内容や提供手法から明らかにする。

④について、アメリカの地方自治組織は、隣接地域よりも質の高いサービスを供給するため、より裕福な住民を集めようとする。そのため、サービス供給単位となる地方自治組織の領域の法的画定(「線引き」)が決定的に重要である。その調整機関である LAFCo の活動から、具体的な状況を明らかにする。

II. 2 現地調査の内容

(1) ピードモント市

ピードモント市は、サンフランシスコ湾東岸にあるオークランド市域内にある。2010 年時点での人口は 10,667 人(US Census 2010)、市域の多くが單一家族(single family)住宅地区にゾーニングされる良好な住宅街である⁷⁾。周囲を囲むオークランド市は大陸横断鉄道の終着点の 1 つとして、商工業の盛んな港湾都市となり早くから発展した。オークランド市は周辺の地域を合併することで急速に成長していったが、1906 年のサンフランシスコ大地震の際、対岸から避難者が殺到したことさらに人口が増加した。一方、ピードモントは 1900 年頃には地区の殆どが未開発の土地であった。ピードモントにも被災したサンフランシスコの住民が避難してきたが、その中心は、従来からこの地に別荘を所有していた富裕層であった。以前からオークランド市に合併の話を持ちかけられていたピードモントは、地域のコントロール権(local control)を地域で維持するために、オークランド市から抜け出す形で、1907 年に憲章を制定して法人化し、ピードモント市となった。

ピードモント市議会は、任期 4 年の市長、副市長、議員 3 名の計 5 名で組織される。また、市長から任命される市政担当者(City Administrator)を置く。人口が 10,000 人程度と小規模であるにもかかわらず、専門の職員と機材を揃えた市独自で警察・消防部門を置く。市が治安関連のサービスを重視するのは⁸⁾、同市を囲うオークランド市の治安が不安定であることが影響している。また、公園等のアメニティの管理や余暇活動など上質な居住環境を形成するためのサービスも充実している。更に、市域と同範囲の学校区を設置しており、3 つの小学校、1 つの中学校、1 つの高校を置いている。この学校区のピードモント市での影響力は強く、市議会のメンバーとも良好な関係にあるようであった⁹⁾。

このように住民のニーズにきめ細かく対応するピードモント市はヒアリング中「完全なサービスを供給する市(Full Service City)」と表現された。その財源は、住民から集められる固定資産税(property tax)と資産移転税(transfer tax)である¹⁰⁾。これらは、後述するケンジントンのような非法人化区域と異なり、カウンティを通さず、直接ピードモント市の税収となる。また、学校区では特別税(extra tax)が課されている他、公立学校運営のための寄付を募っている。

ピードモント市の住民は市と学校区が提供するサービスの質に満足しており、高い税金を支払って更に質の良いサービスを受けることを望んでいる。4 年に 1 度の、市のサービスにかかる税(municipal service tax)の見直しでは、住民はより多くのサービスを求めて税金を上げることを選ぶ。

一方で、多くの税収があるとしても自前でできることには限界がある。所属するアラメダ・カウンティの中でも小規模な市であるピードモント市は、同じく人口 20,000 人に満たない近隣のエメリービル市やアルバニー市と、契約によるサービスの共同提供を行う。また、周囲のオークランド市域との関係も重要である。ピードモント市は様々な治安問題及び都市問題を抱えるオークランド市と一緒になることを伝統的に好まないが、オークランド市の警察・消防部門とは「自然な協力(natural support)関係」にあり、大火事の時などは相互支援に回る。

ピードモント市の住民も、後述するケンジントンと同様、市議会や委員会の委員、コミュニティ組織、学校区などのボランティア、NPO といった活動を通じ、ピードモントのコミュニティに貢献することに非常に大きな関心を持っている。ピードモント市の特徴として挙げられたのは、①市のボランティアや NPO はよく組織化され、ビジネスとしても成功するようなプロジェクトを運営していること、②専門的な行政を担当できるような高学歴で専門技術を持つ住民が多いこと¹¹⁾、③住民の多くが子どもを同じ学校に通わせていること、であった。ケンジントンとの違いは、良好な治安の他、良質な学校教育に惹かれて住む住民が多いことにより、若年人口率が相対的に高いこと、子供の両親がクラブのコーチなどボランティア活動にコミットしていること、にみられる¹²⁾。

前述のように、ピードモント市の財政の中心は土地にかかる税であるため、市域の財産価値(property value)を常に高めていくことが求められる。それを支えているものとして、1 つは充実した各種の公共サービス、特に質の高い教育の提供であり、もう 1 つが、土地利用規制の存在である。ピードモント市は、州憲法 11 章 7 条のポリス・パワ一条項及び各種州法に基づいてカウンティ及び市に付与される土地利用規制権限を有しており、更に憲章市であるという地位に基づきそれについての独自の規定を置くことができる。

ピードモント市では、商業区域(commercial area)を殆ど設けておらず、单一家族(single family)住宅区域が市域を圧倒している。元々、市の主要道路であるグランド・アベニュー沿いは数十年に渡り商業区域としてゾーニングされていたが、現実には住宅として利用することが「第一の商業(top of commercial)」になっているのだという¹³⁾。商業を行う場合は、1 年ごとに更新する必要がある条件付

利用許可(conditional use permit)を得なければならない。市域内には日用品を購入する小売店すら非常に少ないが、住民は商業施設が揃うオークランド市に車で容易に出ることができる。

一方で、ピードモント市の土地利用は、州の広域計画に配慮することが求められる。市議会視察時、広域政府であるベイエリア政府連合(Association of Bay Area Government)がベイエリア内の全ての地方政府に対し、2015年1月31日までにコミュニティ内の全住民の住宅需要に適合するようにハウジング・エレメント(Housing Element)を定め、州プロジェクトに適合するように更新し、低所得者向け住宅を供給することを求めてきたという事案が議論された。こうした広域政府の要請に従わない場合、州、広域政府、カウンティ機関からの補助金が削減される制裁(sanction)がある。このことが地方政府を州プロジェクトに従わせる強制力になっているという。

(2) バークレー市都市計画局

バークレー市は、2010年時点の人口が112,580人、人種や所得階層はケンジントンやピードモント市に比して複雑である¹⁴⁾。こうした地域的事情が市の政策にも反映し、多様性を考慮した行政活動が行われている。

バークレー市は1878年に法人化した、カリフォルニアの中では歴史の長い憲章市である。インタビューを行った都市計画担当者によれば、市のホーム・ルールには2つの特徴がある。1つは、有権者の署名を要件としたイニシアティブによる住民投票(initiative ballot)規定である。参加を好むバークレー市民はすすんで署名に応じるため、ゾーニング決定を含め、市の政策決定は頻繁に住民投票に持ち込まれる、という¹⁵⁾。もう1つが委員会構成の規定である。多くの市では、市長が1つの委員会につき3名から5名の委員を任命するが、バークレー市では任命による委員で構成される委員会が35ある。この委員会の内の一部を除いて、8つの選挙区から選出された8名の市議会議員と市長が、それぞれ任命した委員(基本的には各1名)で構成される¹⁶⁾。

この2つのホーム・ルール規定について、都市計画担当者は以下のように指摘していた。すなわち、バークレー市では、委員会の構成について、可能な限り多様性を重視した構成になるよう市憲章で独自の定めを置く。設置された委員会では、適正手続にのっとった議論、審議が行われて政策が決定されている。しかし、こうした過程を経ない「投票箱ゾーニング(ballot box zoning)」は委員会の決定をしばしば覆す¹⁷⁾。この状況を市の担当者は懸念している。

(3) ケンジントン治安保全及びコミュニティサービス特別地区

ケンジントン地区は、コントラ・コスタ・カウンティの西部にあり、エルセリート市、バークレー市に隣接する非法人化区域である¹⁸⁾。2010年時点での人口は5,077人(US Census 2010)、リタイア世代を中心とした良好な住宅地である。ケンジントンが1つの地区としての境界を確定したのは、隣接するエルセリート市が法人化した1900年頃のことであった。都市サービスを供給するための市の創設が論じられていたエルセリートは、ケンジントンに合併を持ちかけた。しかし、農業と牧畜業を生業としていたケンジントンの住民はこの合併要請を拒否した。その理由は、仮に合併して法人化すれば、ケンジントンでは必要としない都市サービスについて、それを供給するための税金を市によって一方的に徴収されることに反発したためである。その結果、1917年にエルセリートはケンジントンを含まずに法人化し、反射的にケンジントンの境界が確定した¹⁹⁾。その後も、いくどか法人化の議論があり、住民投票に至ったことあった。しかし、おそらくは税(tax)の問題と、法人化による運営は官僚的(bureaucratic)であること、市長の手に地域の運営を委ねるのではなく住民の手で運営することを

望むといった理由から、今まで法人化していない、とのことであった。

非法人化区域であるケンジントンでは、州機関であるカウンティと、業務委託契約を結んでいるエルセリート市の消防地区(Kensington Fire Protection District)、そしてケンジントン自前の治安保全地区が公共サービスを供給している。カウンティは、カウンティ全体に共通して行政が責任を持つべきサービスとして道路整備や水供給などを供給する他、特別地区を創設して下水処理を行っている。カウンティも最低限の治安及び消防サービスを担当しているが、ごみ処理や公園のメンテナンスなど日常の行政サービスを含めた地域管理を主として担うのは治安保全地区である。

ケンジントン治安保全地区には、ボリス・チーフ(President/ Police Chief²⁰⁾)1名、副委員長(Vice President)1名、委員(Director)3名の5名の公選ボランティア委員からなる委員会(KPPCSD Board)が設置され、警察部門(Police Department)に9名の警察官(Police Officer)を雇用している。一方、消防サービスは 1995 年にエルセリート市の消防地区に業務委託し、ケンジントン担当の職員を配置してもらい、その分の給与を負担している。ただし、担当職員は普段エルセリート市にいることが多く、緊急の場合にすぐに駆けつけることが難しい。したがって、日常的にケンジントンを巡回する警察官が初動の消防業務を担うことが多いという。

ボリス・チーフによれば、ケンジントンの長所は、治安保全機能が充実していること、住民の間に非常に強いボランティア精神があることである。ケンジントンでは治安保全の問題が最大の関心となっており、地区に常駐している 9 名の警察官は、日常生活で困った時にすぐに頼れる窓口ともなっている²¹⁾。彼らは住民から来た連絡を受ければ現場に駆けつけ、その内容が彼らの管轄外の問題であった場合は関係機関に引き継ぐ役を果たす。近隣のバークレー市やオークランド市は、閑静な住宅地、人口密集地、犯罪率の高い地区といったように、市内部でも地域的な多様性が見られる。したがって、市警察にはそうした多様性に対応した活動が求められる。これに対し、ケンジントンは、2.5km² 程度の広さで地区内住民の同質性が高く、居住コミュニティとしての地域の性格が確立している中で独立した治安保全地区を設けている。これにより、地区にとって最適な警察活動を効率的に行なうことが可能となっている。また、警察官の多くが定年まで勤務を全うするため、仕事の質が安定し、日々の巡回で警察官と住民との信頼関係も築かれやすい。市政府がないケンジントンでは、治安保全地区のリーダーであるボリス・チーフがシティ・マネージャーのような役割を担っている。

ケンジントンの住民のボランティアの精神の源の一つには、1989 年のロマ・プリータ地震がある。ボリス・チーフによれば、ケンジントンでは被災者の住宅建設にあたる市政府を持たず、カウンティも住民に対して十分対応できなかつた。そのような状況下で、ケンジントンのボランティアの伝統は勢いづいたという。現在では、治安保全地区の委員をはじめ、ホームレス動物の里親探しや、一人暮らしの高齢者の見守り活動など、近隣住民同士が顔見知りであるという関係を活かした様々なボランティア活動が行われている。活動の担い手として特徴的のは不動産業者である²²⁾。また、現在の住民は高学歴でリタイア世代が多く、こうした地域的活動にボランティアとして参加する余裕やモチベーションを持つ人が多いという。ただ、現在ボランティア活動の主な担い手であるリタイア世代が今後減少し、仕事や家事の忙しい世代への住民の入れ替わりが起こったときに、現在のような高水準の活動が維持できるかは不透明であるとのことであった。

ケンジントンの目下の悩みはカウンティや消防地区との間の財源配分の問題である。市であれば、ボリス・パワーに基づく課税権限が付与されているため、自ら税金を徴収して各機関に予算を配分し、市として総合的な予算計画を作成することができる。しかし、ケンジントンの場合、カウンティが住民から固定資産税(property tax)を徴収し、カウンティ、消防地区、治安保全地区に配分し、組織

ごとに予算計画を作成するため、自律的な予算調整ができない。現在の配分額は 1990 年代初めにカウンティが確定した予算額に従っているが、消防地区は資金過剰状態に、治安保全地区は資金過少状態に陥っている。特別地区間で直接に予算額を融通することはできないため、この偏りを改善するためにはカウンティに申し立てを行わなければならない²³⁾。しかし、カウンティに対する治安保全地区の予算増額要求は、かえってケンジントンに関わる総予算額の減少をもたらすのではないかという危惧があり、実行できていないという。この仕組みでは住民が払う税の一部がカウンティ全体に向けた行政サービスに回されるため、住民の中には負担に見合うだけのサービスが受け取れていないと不満を感じる人もいるとのことであった。ケンジントンでは、コミュニティのための他の財源確保手段として公園管理のための特別負担金(park assessment)の取り決めを置いているが、実際にこの制度を利用したことはないという。

非法人化区域であるケンジントンは、課税権だけでなく、同じくポリス・パワーに基づく土地利用規制権限も持たない。ここでの土地利用規制は専らカウンティの仕事である。ポリス・チーフが述べるように「ケンジントンは、5,000 人程度の非常に小さなコミュニティであり、権限(power)を有するシティであるバークレーなどとは違い、カウンティに対抗できるような権限はない」のである。

(4) ウォルナット・クリーク市内ロスモア地区

ロスモア地区は、コントラ・コスタ・カウンティのウォルナット・クリーク市の南西部にある、人口 9,667 人(2013 年)、居住要件に 55 歳以上という年齢制限を設ける「アクティブ・シニア・コミュニティ」である²⁴⁾。1960 年頃、周囲を山と谷に囲まれた広大な遊園地の敷地を買い取った人物により中流シニア層向けのゲーテッド・コミュニティとして開発された。その後複数の開発業者が参入し、現在では業者ごとに設立した 18 の住宅所有者組合が存在する。ウォルナット・クリーク市の指導を受けて開発が進められた経緯から、現在では同市に編入されている。天然の地形が城壁の役割を果たす他、ウォルナット・クリーク市と通じる唯一の公道に有人ゲートを設置している²⁵⁾。地区内には各種公共施設及びアメニティ施設が揃い、地区内でおよそ生活が完結するようになっている。

ロスモア地区でのサービス供給主体は、コントラ・コスタ・カウンティ、ウォルナット・クリーク市、そして住宅所有者組合である。住宅管理、景観・道の整備、図書館、報道機関、クラブハウス、レストラン、ジム、市街地送迎バス、ごみ収集といったサービスは主に住宅所有者組合が担い、その一部に市が協力している。これらの財源は、住宅所有者組合に支払う料金(due)と、ウォルナット・クリーク市への固定資産税である。治安保全活動は、カウンティのシェリフ、市の警察部門、住宅所有者組合が雇用する警備員が担う。消防については、有人ゲートのすぐ隣にカウンティの消防地区があり、通報があればすぐに駆けつけられるようになっている。

「アクティブ・シニア・コミュニティ」とされるように、多くの住民が複数のクラブに入居し、居心地の良い環境で積極的に余暇活動を楽しむ。入居者の性別は女性の方が若干多いようである。その理由として、女性の方が相対的に長生きであること、また、治安上の不安により夫の死後こうしたコミュニティに入居することを望む場合が多いことが挙げられた。

(5) コントラ・コスタ・カウンティ LAFCo

カリフォルニア州では、市や特別地区の創設や合併、それに伴う境界の設定や変更を行う際、必ず LAFCo に申請し、その承認を受けなければならない²⁶⁾。LAFCo はカリフォルニア州の各カウンティに設置される州機関であり²⁷⁾、カウンティから 3 名、カウンティ内の、市から 3 名、特別地区から

3名、住民から2名、そして、LAFCoの専属スタッフの3名で構成されている。

カウンティ内の開発地域を設定しているのが、都市区域と開発抑制区域の境界を分ける都市境界線(urban limit line)である。コントラ・コスタ・カウンティでは、カウンティの35%が都市区域であり、65%が開発抑制区域である。開発抑制区域には農業従事者による小さなコミュニティがあるが、都市サービス(水道、下水、消防等)はそれほど整備されていない。また、市は都市区域にある。市境界(city limit / city boundary)は、カウンティと市の管轄(jurisdiction)を分ける線でもあり、市境界の外は非法人化区域としてカウンティの管轄域となる。

カリフォルニア州における市、特別地区の創設及び合併、境界変更の手続は以下の様である。まず、市の創設等を望む住民が LAFCo に申請する。その際必ずしも地区全員の合意が取れている必要はなく、時には開発業者が訪れることがある。また、合併を希望する場合は片方の当事者だけで申請を出すことも認められる。市は他の地域と財政的に争う(financial struggle)ことになるため、LAFCo の審査は次のような項目によって行われる。すなわち、当該地域にサービスを供給する能力があるかどうか、物理的設備を備えられるかどうかといったサービス供給の実現可能性についての項目や、空地(vacant land)をつくらないような境界線を設定しているかどうか、といった内容である。合併の場合は相手方当事者についても審査が行われる。LAFCo から承認が出た場合、関係各地区では住民投票が行われ、各々において創設・合併・境界変更に賛成する意見が過半数を得た場合に実現される。ただ、仮に承認が下りたとしても、その後の住民投票で否決され、実現しないことはしばしば起こる²⁸⁾。市の創設が提起された場合は、この時点で一般法市 (General Law City)²⁹⁾ の創設が決定する。こうした一般法市は、その後希望すれば憲章市(Chartered City)への昇格を巡って住民投票を行い、市の自治憲章制定についての賛否を問う³⁰⁾。

カリフォルニア州が LAFCo を創設した目的は、空地部分を無秩序に開発する「飛び地開発(reap flag developing)」の対応である。こうした開発が起こる理由は、各地区の住民によって法人化の有無が判断されるためであり、その結果、市はしばしば非合理的な(illogical)形となる。境界問題が起る非法人化区域には一般に 2 つのタイプがある。a) 貧困者が多くサービス供給の足かせになる地域、新たな開発利益が見込めない地域である。これらの地域には、カウンティがごく最低限のサービスを提供するにとどまる。b) 公的な関与からの独立を極力守ろうとする裕福な住宅地である。ケンジントンについて述べたように、こうした地域は自前で特別地区を創設し、場合によっては特別税や負担金を徴収して治安保全、消防、水供給、公園管理など必要なサービスを供給することができる。

こうした非法人化区域の地域的差異は、サービス供給主体であるカウンティと、地域の境界問題に対処する LAFCo に難しい対応を迫る。LAFCo は、「飛び地開発」や「望ましからぬ開発(undesirable developing)」、「非合理的な」形の市の形成を防ぐため、しばしば 2 つのタイプの地区に 1 つの市としてまとまるよう交渉する。しかし、ピードモント市の歴史的経緯に見られるように、一般に余裕のある地域は財政的な独立志向が強く、調整は難しいようである。

コントラ・コスタ・カウンティの LAFCo が関与した例として、リッチモンド市と a) にあたるノース・リッチモンド地区、ピツツバーグ市と b) にあたるベイ・ポイント地区があるが、いずれも編入には至っていない³¹⁾。後者の場合、LAFCo は住民を対象としたコミュニティ・ミーティングを開き継続的な説得を行った。ピツツバーグは法人化を承認した一方、ベイ・ポイントでは、半数が賛成、半数は自前で水供給を行う特別地区を設置しており実質的な合併のインセンティブを感じず、住民投票を可決できなかったことから白紙に戻った。最近、合併交渉に成功した事例として挙げられたのが、LAFCo

が「非法人化区域の島(unincorporated “Island”、以下、「島」とする)」と呼ぶ、市の中にとり残された地区の合併である。この事例では、ウォーターフロントエリアにある「島」の合併を市が了承した。この「島」は稼働中の発電所の敷地となっており、市が編入すれば多額の税収が期待できる。

しかし、多くの「島」ではサービス供給の問題から LAFCo の思惑通りの合併は困難なようである。図 1 のウォルナット・クリーク市の境界地図では、市の中心部に白抜きで示される非法人化区域があることがわかる。ここではサービス供給責任が発生することで市側が合併をしたがらない一方、「島」の住民も合併のための申請に来たがらないという。

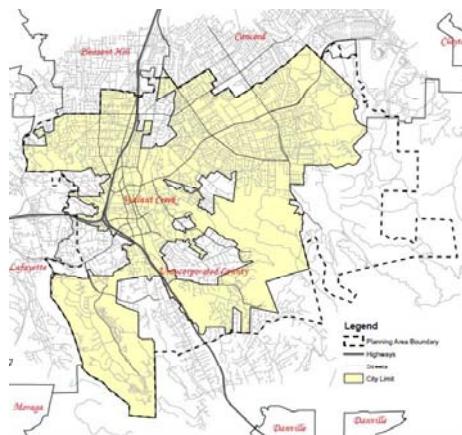


図 1. カリフォルニア州ウォルナット・クリーク市境界地図(出所: CITY OF WALNUT CREEK-
Maps & Directions <<http://www.walnut-creek.org/about/visiting/maps.asp>>)

コントラ・コスタ・カウンティに特有のカウンティと市の関係性を巡る問題もある。両者は、本来的には役割を分担し、カウンティが開発を抑制して最低限の公共サービスを提供し、市が都市の成長を受け止め、水供給、下水処理、消防等の都市サービスを域内に供給する。しかし、大都市カウンティとなったコントラ・コスタでは、「都市部の非法人化区域(urban unincorporated area)」、とりわけ「飛び地開発」により取り残された「島」への都市的公共サービスの供給をも担うことになった。そのためサービス供給にかかるカウンティ財源を確保するために、課税基盤の充実した非法人化区域を巡り、市と競争関係に立つようになった。

市は創設当初こそ LAFCo の承認を受けなければならないが、一度創設されれば自らの法人領域内のサービス供給を管理する権限を有する。そのため、仮に新たなサービスを開始する場合もそれが市域内である限り LAFCo に申請する必要はなく、市政府の部門を創設することで当該サービスを供給することができる。これに対して、ケンジントンのような特別地区は、サービスの変更にあたり、LAFCo への申請が必要になる。

III. 検討

ここでは、2- 1. で示した調査の 4 つのポイント、すなわち、①地方自治組織の歴史的経緯、②ホーム・ルール制度の意味、③地方自治組織の主要な事務の内容、④地域間関係を基に、まず①②に即して、地方自治組織についての住民の選択の「多様性」について検討する(1)。次に、③④に即して、地域空間管理の「多様性」の具体的展開について検討する(2)。

III. 1 地方自治組織についての住民の選択の「多様性」

ピードモント市及びケンジントン地区の調査からは、地方自治組織の選択が住民にとって自らの生活に直結する関心として捉えられていることを確認できる。両地域では、1900年頃の隣接地域の都市化と1906年に起きたサンフランシスコ大地震の際の人口移動が1つの転換点となった。その際の隣接地域からのインパクトが住民に当該地域空間の自治のあり方を考えさせた。どちらも周辺のより複雑な社会問題を抱える地域から一定独立して、良好な居住コミュニティでいることを望んだ地域である。しかし、法人化することで供給される都市サービスと、その対価となる税を比較し必要性の高いサービスかどうかを見極めた上で、統治構造について、ピードモント市は、市が有する法的権限として「シティのコントロール権限³²⁾」を求め、ケンジントン地区では政府に頼らない「コミュニティの自治精神³³⁾」を大事にするという異なる道を選んだ。この違いはサービス供給のあり方にも表れている。現在、ピードモント市は、市域内のサービス供給を総合的にコントロールする権限を有し、サービスの増減は市の部門の設置又は廃止、近隣市との契約により自律的になされる。これに対し、ケンジントン地区が提供サービスを変更する場合は、LAFCoへの申請により特別地区の事務内容を変更する、新たな特別地区を創設する、または、ボランティアを募る、という手段をとることになる。

地方自治組織についての住民の選択は、市の「多様性」を法制度上明確に保障するホーム・ルール制度においてより具体的な形で観察できる。今回訪問した地域でこの制度が適用されているのは、ピードモント市とバークレー市である。

ピードモント市では市憲章9条02で「ピードモント市は主として居住のための市であり、市議会はその判断が多数の利益になるように、市領域内のゾーニング制度を確定する権限を有する。市議会は確定した区域(zone)を分類または再分類することができるが、現在の区域はサイズ及び地域(area)に関して縮小または拡大してはならず、区域は一般または特別選挙における投票の裁決に従うことなく再分類してはならない。区域はそれに投票する有権者の多数が賛成しない限り、縮小または拡大してはならずまた再分類してはならない。ただし、単一家族住宅以外のまたは追加的な利用に供するとゾーニングされた財産(property)は、当該財産の唯一の利用は単一家族住宅であるものとすると記載され、偽証罪の適用を受ける当該財産所有者全員によって作成された署名書面を提出するこれらの所有者により、自主的に再ゾーニングできる。そのような再ゾーニングは上記有権者の投票を必要としない。」と定める。この規定は、従来の居住コミュニティの性格を変えうるゾーニング変更に際して原則住民投票を求めていた。要点は、法的位置づけで市条例の上位にある市憲章で「居住のための市」という特徴を明示している点、ゾーニングを単一家族住宅以外の用途に変更する際住民投票を要する点である。実際には、土地の用途を巡って市が大きく割れて議論されるような例は多くないようである。住民の担税能力が高く、教育やアメニティといった居住の快適性を重視する価値観を共有する一定の同質性がみられる地域だからこそ、住民投票による合意を得ることが可能であり、こうした規定が効果的に運用できると考えられる。

一方、バークレー市は、ピードモント市に比べて住民の人種や経済状況は様々である。市憲章はこのことを反映して、行政における多様性の尊重のために委員会の構成と委員の選出方法について独自の定めを置く。しかし、各地区の多様性を反映できるような制度設計により選出された委員会の決定が、同じく市憲章に定められた住民投票により否決される例がしばしば生じている。この点からは、市憲章の規定において、市内の多様性の尊重と1つの市としてのまとまりの形成とを両立する難しさがみられる。

III. 2 地域空間管理の「多様性」の具体的展開

まず、具体的な事務分野に入る前に、伝統的に指摘されてきた税とサービスの衡量と、住民の選択との関係について確認する。LAFCoへのヒアリングからは、各地域の税基盤の強固さが、地域の法人化や、カウンティと市との線引きに影響を及ぼしていることが改めて確認された。地方自治組織の境界を巡っては、各コミュニティの住民が地方自治組織の形態等を選択することの帰結として、利益が得られる地区を編入し、そうでない地区を法人の境界から排除するという「飛び地開発」が生じる。更に、コントラ・コスタ・カウンティ特有の事情として、課税基盤を巡ってカウンティが市の競争者になっている。

地方自治組織の境界問題に取り組む LAFCo では、各地区に対する説得や交渉を行い、そうした「非合理な」法人化を抑制しようとしている。しかし、最終段階である住民投票で LAFCo が一端結ばせた合意が覆されることも多い。ここで重要な点は、住民が、法人化することで供給されるサービスとその対価となる税を比較し、必要性の高いサービスかどうかを見極めている点、とりわけ境界問題、すなわち地方自治組織の権限が及ぶ領域的限界という、地域空間の管理において基幹的な要素についての住民の選択は、州機関たる LAFCo であっても強制させることはできない強いものである点である。

他方で、ピードモント市では、専門的な行政を隣接市との契約により共同で運営し、オークランド市と消防・治安保全部門において「自然に協力」する関係にある他、より広い領域で共同して特別地区を設置したりする等、サービス供給上の協力関係がみられる。地域の独立性が高いとされるカリフォルニア州の地域空間管理は、境界による法的な「分離」と現実的な「連携」とが複雑に混合している³⁴⁾。

次に、各地方自治組織が担う具体的な事務に着目してその「多様性」について検討する。

ケンジントン、ピードモント市、ロスモアでは当該地域の特徴として治安保全機能への信頼を挙げた。特に、ピードモント市は、良好な治安を保持することがオークランド市から分かれていることの意味の一つであると述べていた。また、公園をはじめとする良質なアメニティと教育の重要性もそれぞれ 2 つの地域が挙げた。この領域において組織の違いが表れるのは、独自の課税・予算配分の権限とゾーニング権限の有無である。こうした権限を有するピードモント市では、質の高いサービスのための高い固定資産税や教育に対する特別税に対して住民の合意がある。

一方で、ケンジントンでは、特別地区は課税権を持たず予算編成に制約があり、課税額にサービスが釣り合わないと感じる住民もいる。例えば、隣接市への業務委託により供給される消防サービスは、ケンジントン地区のニーズに十分応える運用にはなっていない面がある。しかし、こうしたサービスの質の不足は「行政の窓口役」としての治安保全地区が対応する他、ボランティアの力を借りることで一定程度対応している。こうした状況は、「コミュニティの精神」を重視するという住民の価値判断の結果である。

住民が治安保全・アメニティ・教育を重視する理由は、彼ら自身の生活の質の向上以外にも、これらの要素が地域の環境の質を向上させて「優良」住民を呼び込み、地域の存続及び地域の住宅価値の維持増進、ひいては地域の収入增加につながるためである。こうした考え方は土地利用規制にも表れる。市のゾーニング規制では、單一家族住宅、多家族(multi-family)住宅、そしてセカンドハウスなど住居の形態を限定することで、区画ごとに実現可能な生活様式を細かく指定する。更に、ピードモント市のように憲章によって特定の用途での利用を優先させることも可能である。こうし

て、地域の特徴は市憲章や条例を通じて土地の性格として維持・固定化されていく。結果として、人々はライフサイクルに合わせて自らの求める地域的価値を検討し、地域自体を移動すること(「足による投票」)が頻繁に行われる。

IV. おわりに

本調査からは、地方自治組織についての住民の選択が、地域空間の管理の「多様性」を具体化している側面を確認できた。ただし、本調査の範囲はカリフォルニア州の中でも平均所得の高い富裕層を中心とした地域に限られており、以上のことがアメリカは勿論カリフォルニア州全体に当てはまるわけではない。LAFCo¹⁾で確認したように、地方自治法人に「なれない」非法人化区域の中にはカウンティからのわずかなサービスしか受けられない困窮地域もある。これらは佐藤が指摘する経済的要因による「苛烈な差別と排除」の一つの表れといえる。ケンジントンやピードモント市のような、塩野の議論が肯定的に引用される場合の、地方自治組織についての住民の選択が地域空間の管理に効果的に影響する「理想的なアメリカ地方自治」の形は、むしろ珍しいのかもしれない。しかし、本稿の分析によれば、一定の地域空間を法的手続に従って「線引き」することで法的には独立性を高めた地域であっても、住民は、その「線引き」を超えて広がりを持つ地域空間の在り方を考えざるを得ない。その点では、現実的・法的協力関係をいかに組み合わせて地域空間を構築していくかが問題となる。

ホーム・ルール制度について、ピードモント市のような地域の同質性の高い地域と、バークレー市のような多様性を特徴とする地域では、市憲章の実効性や制度が果たす役割は異なることが示唆されるため、更なる検討が必要である。

謝辞 本現地調査は立命館大学の高村学人教授、見上崇洋教授と共同で行った。高村教授からは、サンフランシスコ・ベイエリアの地方自治組織についての様々な情報をご教示頂いた。ヒアリングでは、甲南大学の久保はるか教授、神戸大学の島村健教授にもお世話になった。カリフォルニア大学バークレー校ロースクールの Antonio Rossmann 教授には、カリフォルニア州のホーム・ルール制度や環境政策についてご教示頂いた。また、複数の NPO²⁾ でコミュニティの改善活動について説明を頂いた。ヒアリングに応じてくださった方々をはじめ、お世話になった皆様に心から感謝を申し上げる。本稿の調査内容の日本語訳及び整理は筆者が行った。記述・解釈等で生じた誤りに対する責任は筆者に帰す。

[注]

- 1) アメリカにおける「地方政府(local government)」は、カウンティ、地方自治法人、特別地区を含む。本稿では、地方自治法人内の一地区であるロスマーラー地区も 1 つの自治の単位として捉えていることから、「地方政府」とは区別して「地方自治組織」の言葉を用いる。
- 2) 佐藤(2009)は、鉄鋼業の衰退著しい 1980 年代後半以降のピツバーグ都市圏を事例として、こうしたアメリカ地方自治の実態を詳述する。その他、地方自治法人が経済・人種・宗教等において同質性の高い人々により自発的に創設されることで異質な人々を排除する傾向があり、地域の分断をもたらしうるという指摘に言及するものとして、例えば、薄井(2006[2004-2005])を参照。

- 3) 前述の塩野(1990[1982])もその重要性について指摘するが、そこでの主眼は *municipal affairs* という州憲法上の概念を実質化するものとして、住民による地方自治組織の選択を取り上げるものであり、本稿とは視点が異なる。
- 4) 拙稿(2015)において、ワシントン州を題材にホーム・ルール制度の歴史的展開を分析した。先行業績については拙稿(2015)pp.69-70 注 5~8 を参照。
- 5) これまでの検討として、17 次地制調答申でのシティ・マネージャーの導入、第 27 次地制調中間報告での市町村内に置かれる地域自治組織の選択制についての議論がある。宇賀(2015)pp.142- 146 を参照。
- 6) 総合行政主体論と全権限性の議論について、白藤(2013)の分析も参照。
- 7) 以下のピードモント市の事例の記述は、ピードモント市長 Margaret Fujioka 氏、市政担当者(City Administrator) Paul Benoit 氏、都市計画局長 Kate Black 氏、市議会議員 Tim Rood 氏に対して 2014 年 12 月 2 日に行ったヒアリング調査に基づく。
- 8) ピードモント市では 20 人の警察官を雇用している。治安保全や消防の充実度について、911 に電話をかけると警察は 3 分、消防は 10 分から 15 分で現場に到着するという。
- 9) 筆者がヒアリングに先立ち 2014 年 12 月 1 日に傍聴した市議会では、学校区の委員が本の寄付事業についてパブリック・コメントで発言し、市議会のメンバーに感謝を述べていた。
- 10) 商業区域を殆ど置いていないため、市の重要な財源の一つとなる売上税(commercial tax)は非常に小さい。
- 11) 傍聴した市議会では IT 技術に関するタスク・フォースの設置が議論されていたが、その委員も住民の中から問題なく選ぶことができるだろうと述べていた。
- 12) 市の 18 歳未満の人口は 28.3% である(カリフォルニア州全体では 25.0% いずれも 2010 年時点。US Census 2010)。市議会や委員会もボランティア職であるが、リタイア世代だけでなくフルタイムで仕事を抱える委員もいるとのことであった。
- 13) ヒアリング時に頂いた市総合計画書によれば、2008 年時点で単一家族住宅地域が市域の 68% に対し、多家族住宅区域、商業区域はそれぞれ 0.3% であった。City of Piedmont, General Plan(adopted April 6, 2009), Page3- 2. 過去に商業区域で教育サービス業を営む男性がいたが、交通混雑等を理由とする不満が近隣住民から提起され、営業が続かなかったという。彼の転居後は単一家族住宅として利用されているようである。
- 14) 以下のバークレー市の事例についての記述は、バークレー市都市計画局の土地利用計画マネージャー(Planning Manager) Carol R. Johnson 氏、ディレクター Eric Angstadt 氏に対する 2014 年 12 月 4 日のヒアリング調査の内容に基づく。
- 15) 市の歴史的建造物である郵便局の建て替えに関するゾーニング決定に対しイニシアティブによる住民投票が行われたという。訪問時も郵便局の前には反対する人々がテントを張って抗議する姿が確認された。
- 16) 個々の委員会の委員の選出方法について、バークレー市憲章 3 章 2 条以下。
- 17) カリフォルニア州では 1980 年代後半以降、イニシアティブ(州民発案:州憲法 2 章 8 条)、レフ・アレンダム(州民投票:州憲法 2 章 9 条)に基づき、住民投票によって総合計画及び個々のゾーニングを変更する「投票箱ゾーニング」が盛んに行われた。その問題状況について、(フルトン, 1994: 第 8 章)参照。
- 18) 以下のケンジントンについての記述は、ケンジントン治安保全及びコミュニティサービス地区の

ポリス・チーフ Len Welsh 氏と、Masako Welsh 氏に対する 2014 年 11 月 30 日のヒアリング調査に基づく。

- 19) この経緯については、ヒアリングの他、About KENSINGTON (<http://www.aboutkensington.com/index.html>)を参照した。
- 20) Kensington Police Protection and Community Service District (<http://www.kensingtoncalifornia.org/>)によれば、委員会の長は President と書かれているが、ヒアリングではポリス・チーフ(Police Chief)と称されていた。本稿でこの 2 つは同じことを意味するものとし、以下ではポリス・チーフとする。
- 21) 「赤ちゃんの泣き声がするので見て来てほしい」など、とにかく連絡が来れば駆けつけるのだという。ケンジントンは隣接するエルセリートやバークレーに比べてはるかに犯罪率が低いため、警察官の仕事は犯罪捜査よりもこうした日常生活の「何でも屋」になりがちになると推測されるという。
- 22) ヒアリングでは次のような説明がなされた。アメリカでは、家を売ることは家に付随するコミュニティの環境をも売ることと理解される。不動産業者は、その地域に住むメリットを説明しなければならないが、委員になれば他の地域住民と触れ合う機会が増え、住宅販売に役立つ生のコミュニティの情報を手に入れることができる。それ故進んで委員を引き受ける。
- 23) 2014 年時点では消防地区は約 300 万ドル、治安保全地区は約 200 万ドルの予算を配分されている。
- 24) ロスモアについての以下の記述は、2014 年 12 月 4 日にコミュニティ新聞発行者である Maureen A. Orourke 氏による現地案内で得た情報及びその際に得た Rossmoor への入居案内パンフレットを参照した。
- 25) ETC のような仕組みで、ゲート内の居住者とその他の人間を区別しているようである。外部の人間が通ろうとすると、監視員が出てきて通行の理由等を質される。
- 26) 以下の LAFCo に関する記述は、2014 年 12 月 3 日に行なったコントラ・コスタ・カウンティ LAFCo の執行役員(Executive Officer) Lou Ann Texeira 氏へのヒアリング調査に基づく。
- 27) ただし、サンフランシスコ・シティ&カウンティにはない。
- 28) 例えば、2008 年にケーン・カウンティの非法人化区域であるエルモ(人口 60,000 人)の住民が LAFCo に市の創設を申請し、承認を受けたものの住民投票で見送られた。ただし、一度住民投票で否決されても、再度同じ手続を踏んで法人化を試みることは可能である。
- 29) カリフォルニア州において、自治憲章を持たない市のこと。
- 30) 現在、コントラ・コスタ・カウンティには憲章市が 2 つと一般法市が 17 ある。筆者は、何故一般法市が憲章市にならないのか尋ねたが、理由は良く分からないといふ。
- 31) Texeira 氏によれば、ノース・リッチモンド地区は、治安の不安定さや資源不足に悩まされており、最低限のサービス供給すら十分でない。一方、ディスカバリー・ベイ地区は自前で質の良い治安保全地区を設置しており、新たな開発によってカウンティに利益をもたらす地区である。
- 32) 市長の発言。
- 33) ポリス・チーフの発言。
- 34) この点について、土地の有する「連坦性」と法的規制の関係を論じる見上(2006; 147)を参照。

[参考文献]

- Frug, G. E., & Barron, D. J., "CITY BOUND: how states stifle urban innovation," Cornell University Press, 2008.
- Sato, S, "Municipal Affairs in California," *California Law Review*, 60, 1972, pp. 1055-1115.
- 宇賀克也,『地方自治法概説第6版』,有斐閣,2015年
- 薄井一成,「分権時代の地方自治」『分権時代の地方自治』,有斐閣,2006年[初出 2004-2005年],3-194頁
- 佐藤学,『米国型自治の行方: ピツツバーグ都市圏自治体破綻の研究』,敬文堂,2009年
- 塙野宏,「地方自治の本旨に関する一考察」『行政法概念の諸相』,有斐閣,2011年[初出 2004年],343-360頁
- 塙野宏,「自主立法権の範囲-キャリフォーニアの場合」『国と地方公共団体』,有斐閣,1990年[初出 1982年],253-277頁
- 白藤博行,『新しい時代の地方自治像の探求』,自治体研究社,2013年
- フルトン、ウィリアム, (花木啓祐, 藤井康幸訳),『カリフォルニアのまちづくり: 都市計画の最先端地域から学ぶ』, 技報堂出版, 1994年 [Fulton, William B., *Guide to California planning. Solano Press Books, 1991.*]
- 前田萌,「ホーム・ルール制度下での地方自治(1)―アメリカ合衆国ワシントン州を事例として」『政策科学』22(2), 2015年, 61-73頁
- 見上崇洋,『地域空間をめぐる住民の利益と法』,有斐閣,2006年

参考 URL

About KENSINGTON (最終閲覧日 2015/08/18):

<http://www.aboutkensington.com/index.html>

Kensington Police Protection and Community Service District (最終閲覧日 2015/08/18):

<http://www.kensingtoncalifornia.org/>

City of Piedmont (最終閲覧日 2015/08/18):

<http://www.ci.piedmont.ca.us/>

CITY OF WALNUT CREEK- Maps & Directions (最終閲覧日 2015/08/18)

<http://www.walnut-creek.org/about/visiting/maps.asp>

Contra Costa Local Agency Formation Commission (最終閲覧日 2015/08/20):

<http://www.contracostaLAFCo.org/>

United States Census 2010(最終閲覧日 2015/08/20)

http://www.dof.ca.gov/research/demographic/state_census_data_center/census_2010/#DP

ROSSMOOR FACT SHEET April 2014 (最終閲覧日 2015/08/20)

<http://rossmoor.com/wp-content/uploads/2014/05/2014-Rossmoor-Fact-Sheet.pdf>

Local Space Control by Various Local Self-government Organizations: A Case Study of San Francisco Bay Area

Moe Maeda

Abstract: One of the American local self-government character is ‘diversity’. The purpose of this article is to show a part of various local self-government circumstances focused on the residents’ self-determination about multiple creation of local organization structures and management of local space. The author had interviews to the officers of the City of Berkeley and Piedmont, Kensington Police Protection and Community Service District in unincorporated area, Rossmoor residential community in the City of Walnut Creek, in December 2014. These interviews shows when residents choose the local organization structure in order to govern or control the area, it is influenced by the following factors; historical events such as a big earthquake or urbanization, the valance between received services and imposed burdens and a number of local value judgements. Those factors are reflected in the affairs or rules (especially city charter) of each organizations. It constitutes a part of the ‘diversity’ of American local self-government. This article suggests that the effectiveness of local organization structures and local rules depends on the degree of the uniformity of value judgements or economic strength. ‘Local self-government’ and its diversity are generated by separation of local space and it might be surface conflicts among local organizations. On the other, no local organization can get entire independence from the surrounding area. Therefore, though there is ‘strong local self-government’ in California, their residents must consider on legal or real relationships among the organizations in local space.

Keywords: local self-government, local space, local residents